

平成27年小規模企業共済法改正後の状況に ついて

平成29年7月

中小企業庁

平成27年度小規模企業共済法改正等の項目一覧

1. 事業承継・新陳代謝の円滑化

(1) 個人事業者の親族内における事業承継の円滑化【第7条、第9条】

個人事業者が親族内で事業承継した場合、廃業と同様の支給額に引き上げた。

(2) 会社役員の次世代への交代の円滑化【第7条、第9条】

65歳以上の会社役員については、退任時の支給額を老齢給付の支給額と同様の支給額に引き上げた。

2. 利便性・魅力の向上に向けた制度の改善

(3) 加入時の申込金の廃止【第5条】

共済契約の加入時及び増額時の申込金（現金）を添えずに申し込むことを可能とした。

(4) 掛金滞納による共済契約の解除の取扱緩和【第7条】

共済契約者が12か月以上の掛金を滞納したとき、災害等やむを得ない事情がある場合は共済契約を継続することを可能とした。

(5) 小規模企業の経営状況に応じた掛金の柔軟化【第8条】

前制度では、経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除き、毎月支払う掛金の額の減額が認められないところ、柔軟に変更可能とした。

(6) 分割共済金の回数変更【第9条】

共済金を分割して受け取る場合の支給回数を変更した。
(年4回→年6回)

(7) 受給権の拡大【第10条】

共済契約者が亡くなった場合に共済金を受給できる遺族に、共済契約者の収入によって生計を維持していなかった「ひ孫」と「甥・姪」を追加した。

(8) 共同経営者の独立による掛金通算【第13条】

共同経営者が、従事していた個人事業の廃止を伴わず、共同経営者の地位を退いた後、1年以内に新たに小規模事業者になった場合、共済契約の継続することを可能とした。

3. 法改正と併せて実施した取組

(9) 契約者貸付制度の拡充

① 一般貸付の限度額引上げ

一般貸付けの貸付限度額の上限を、これまでの1,000万円から2,000万円に引き上げた。

なお、複数の種類をあわせて借りる場合の貸付限度額も、上限を1,500万円から2,000万円に引き上げた。

② 廃業準備貸付制度の創設

(貸付上限額は1,000万円、特別金利(0.9%)、担保・保証人は不要)

個人事業の廃止または会社の解散を円滑に行うため、設備の処分費用や事業債務の清算などに要する資金について貸付けが受けられる「廃業準備貸付け」を創設した。

※(1)～(9)①は、平成28年4月1日から開始。

(9)②は、平成27年10月1日から開始。

1. 事業承継・新陳代謝の円滑化

(1) 個人事業者の親族内における事業承継の円滑化【第7条、第9条】

個人事業者が親族内で事業承継した場合、廃業と同様の支給額に引き上げた。(準共済 → A共済)

(2) 会社役員の子世代への交代の円滑化【第7条、第9条】

65歳以上の会社役員については、退任時の支給額を老齢給付の支給額と同様の支給額に引き上げた。(準共済 → B共済)

改正後の実績 (事由別の支払実績)

		平成28年度	平成27年度	前年比
①	個人事業主及び共同経営者の親族内事業承継 (準共済→A共済)	1,068 件	221 件	483.3 %
②	65歳以上の役員の退任 (準共済→B共済)	1,458 件	685 件	212.8 %

(参考) 共済事由の引き上げの概要

共済事由 地位	支給金額			
	高 A共済事由	B共済事由	準共済事由	低 解約事由
個人事業者 (共同経営者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○個人事業の廃止 (注) 親族外に事業承継を行った場合を含む ○個人事業者が配偶者又は子に事業を承継 ○死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付) 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人事業者が配偶者又は子に事業を承継 ○法人成りし、その会社の役員に就任しない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 ○任意解約 ○法人成りし、その会社の役員となる場合
会社等役員	<ul style="list-style-type: none"> ○会社等の解散 	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付) ○65歳以上の役員の退任 ○死亡、疾病、負傷による退任 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社等役員の退任 (死亡・疾病・負傷・解散を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 ○任意解約

① 親族内承継を廃業と同様の共済事由に引き上げ

② 65歳以上については共済事由を引き上げ

【共済事由について】

A共済事由

受取金額は、掛金を概ね1.5%で複利計算した元利合計額に相当。

B共済事由

受取金額は、掛金を概ね1.0%で複利計算した元利合計額に相当。

準共済事由

受取金額は、掛金納付年数が18.5年までは掛金合計額、それ以降は共済金Bの91%相当額。

解約事由

受取金額は、掛金総額の80%~120%で、20年未満の解約の場合、掛金総額を下回る。

共済事由引上げによる影響額試算（推計）

	平成28年度		増加額	平成28年度 共済金等支 給額*に対す る割合
	改正前の額	改正後の額		
① 個人事業主及び共同経営者の親族内事業承継（準共済→A共済）	9,820百万円	11,007百万円	1,187百万円	0.22%
② 65歳以上の役員の退任（準共済→B共済）	10,815百万円	11,754百万円	939百万円	0.17%
合計	20,635百万円	22,761百万円	2,126百万円	0.39%

*平成28年度共済金等支給額：539,303百万円

（推計方法）

1. 平成28年度脱退者（全体）の契約年数別の平均掛金月額（口数）を算出する。
2. 平成28年度脱退者（全体）の契約年数別の各共済事由の基本共済金額（政令別表×口数）を算出する。
3. 平成28年脱退者のうち、事由引上げに該当する脱退者（①および②）を契約年数別に集計する。
4. 2. で求めた各事由の基本共済金額に、3. で求めた脱退者数を乗算し、各事由の給付額を算出する。
5. 4. で求めた給付額のうち、①については準共済事由の額を「改正前の額」、A共済事由の額を「改正後の額」とし、②については準共済事由の額を「改正前の額」、B共済事由の額を「改正後の額」とし、それぞれ「改正後の額」から「改正前の額」を減算した額を「増加額」とした。

2. 利便性・魅力の向上に向けた制度の改善

(3) 加入時の申込金の廃止【第5条】

共済契約の加入時及び増額時に申込金（現金）を添えずに申し込むことを可能とした。

改正後の実績（申込金（現金）無しによる契約件数（新規加入＋増額変更））

	平成28年度	申込金（現金） 無しの割合
契約件数（新規加入＋増額変更）	164,101件	
うち申込金（現金）無しの契約件数	104,511件	63.7%

(4) 掛金滞納による共済契約の解除の取扱緩和【第7条】

共済契約者が12か月以上にわたり掛金を滞納したとき、災害等やむを得ない事情がある場合は共済契約を継続することを可能とした。

改正後の実績（共済契約解除の取扱緩和）

	平成28年度
適用件数	0件

2. 利便性・魅力の向上に向けた制度の改善（つづき）

（5）小規模企業の経営状況に応じた掛金の柔軟化【第8条】

前制度では、経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除き、毎月支払う掛金の額の減額が認められなかったところ、柔軟に変更可能とした。

改正後の実績（掛金減額変更件数）

	平成28年度	平成27年度	前年比
減額	24,615 件	21,098 件	116.7 %

（6）分割共済金の回数変更【第9条】

共済金を分割して受け取る場合の支給回数を変更した。（年4回→年6回）

改正後の実績（共済金の受給方法）

	平成28年度		平成27年度	
	支給件数	割合	支給件数	割合
一括	51,202 件	96.0 %	49,441 件	96.6 %
10年分割	1,423 件	2.7 %	1,156 件	2.3 %
15年分割	721 件	1.4 %	590 件	1.2 %
合計	53,346 件	100.0 %	51,187 件	100.0 %

2. 利便性・魅力の向上に向けた制度の改善（つづき）

（7）受給権の拡大【第10条】

共済契約者が亡くなった場合に共済金を受給できる遺族に、共済契約者の収入によって生計を維持していなかった「ひ孫」と「甥・姪」を追加した。

改正後の実績（ひ孫、甥・姪への共済金支給）

	平成28年度
ひ孫	0 件
甥・姪	5 件

（8）共同経営者の独立による掛金通算【第13条】

共同経営者が、従事していた個人事業の廃止を伴わず、共同経営者の地位を退いた後、1年以内に新たに小規模事業者になった場合は共済契約の継続ができるようにした。

改正後の実績（共同経営者の独立による通算件数）

	平成28年度
共同経営者の独立による通算	1 2 1 件

3. 法改正と併せて実施した取組

(9) 契約者貸付制度の拡充

① 一般貸付の限度額引き上げ

一般貸付けの貸付限度額の上限を、これまでの1,000万円から2,000万円に引き上げた。

なお、複数の種類をあわせて借りる場合の貸付限度額も、上限を1,500万円から2,000万円に引き上げた。

改正後の実績（一般貸付の実績）

	平成28年度	平成27年度	前年比
貸付件数	111,719 件	117,048 件	95.4 %
うち貸付金額 1,000万円超	2,764 件 (上記件数のうち2.5%)	—	—
平均貸付額	3,565 千円	3,417 千円	104.3 %

② 廃業準備貸付制度の創設（貸付上限額は1,000万円、特別金利（0.9%）、担保・保証人は不要）

個人事業の廃止又は会社の解散を円滑に行うため、設備の処分費用や事業債務の清算などに要する資金について貸付けが受けられる「廃業準備貸付け」を創設した。

改正後の実績（廃業準備貸付の実績）

	平成27年度10月～平成29年3月
廃業準備貸付	96 件

*平成27年10月から制度運用開始